

ISSUE BRIEF

消費税に関する議論の概要と背景

国立国会図書館 ISSUE BRIEF NUMBER 746 (2012. 4. 3.)

はじめに

- I 消費税をめぐる論点の概要
 - II 消費税増税をめぐる議論の背景
 - 1 増税が議論される背景
 - 2 増税の対象として消費税が有力視される理由
- <補論> 増税慎重論

おわりに

平成 24 年 2 月 17 日に閣議決定された「社会保障・税一体改革大綱」において、社会保障の安定財源確保と財政健全化を同時達成するための税制抜本改革の柱として、消費税率を段階的に 10%まで引き上げるとともに、国分の税収については全額を社会保障目的税化する方針が示された。

今後、消費税増税が国政審議における大きな争点のひとつとなると予想されることから、本稿では、消費税をめぐる論点を抽出し、その概要を述べる。また、消費税増税が議論される背景を整理するとともに、増税の対象として消費税が有力視されている理由にも言及する。

なお、論点ごとの詳細については今後、順次刊行することとしたい。

財政金融課

かとう けいいち
(加藤 慶一)

調査と情報

第 7 4 6 号

はじめに

平成 24 年 2 月 17 日、政府は「社会保障・税一体改革大綱」¹（以下「大綱」）を閣議決定した。これにより、社会保障の機能強化と持続可能性の確保を内容とする社会保障改革、および、そのための安定財源確保と財政健全化を同時達成するための税制抜本改革の方針が示されたことになる。税制抜本改革の柱は消費税の増税であり、平成 26（2014）年 4 月に 8%、平成 27（2015）年 10 月に 10%（いずれも地方分を含む）へと段階的に税率を引き上げることとされている。またその際、国分の消費税収については全額を社会保障目的税化するなどして用途を明確にするとともに、低所得者への対策として給付付き税額控除の導入に向け検討を進めることとされている。

大綱によれば、今後、政府・与党は野党各党との協議を踏まえて法案化を行い、平成 23 年度中に税制改正法案を国会に提出するとされている。このような状況に鑑み、本稿では、消費税をめぐる論点（消費税のメリット／デメリット、税率引上げの際の課題など）を概観するとともに、消費税増税が議論される背景を整理する。

I 消費税をめぐる論点の概要

既存の主な文献や記事から消費税増税をめぐる論点を抽出すれば、およそ以下のように整理できよう²。

○ 税率引上げの理由・背景

消費税増税をめぐるのは、そもそも消費税率の引上げが議論されている理由・背景が論点となる。なぜ現在より税収を増やす必要があるのか。その必要があるとして、なぜ他の税目ではなく消費税が増税の対象となるのか。歳出削減や経済成長による自然増収では対応できないのか、といった問題である。

○ 税率の引上げ幅と時期

消費税増税を行う必要があるとして、税率の引上げ幅をどの程度とするかが論点となる。大綱では 10%という水準が示されたが、なぜ 10%なのか（増収分の用途の内訳）。10%まで引き上げれば、社会保障の維持・拡充や財政健全化等の増税の目的を達成することができるのかどうか、といった問題である。また、次に述べるように消費税増税は経済状況とも大きく関わるため、税率引上げの時期が論点となる。

○ 景気動向および家計への影響

消費税率を引き上げた場合のマクロ経済への影響は重要な論点である。一般に、増税は景気に対してマイナスの影響を及ぼすと考えられているが、税収の使い道などによっては必ずしもそうとは限らないという見解（非ケインズ効果）もある。これに関しては、平成

¹ 「社会保障・税一体改革大綱」（平成 24 年 2 月 17 日 閣議決定） <<http://www.kantei.go.jp/jp/kakugikettei/2012/240217kettei.pdf>>

² 消費税に関する論点は非常に多岐にわたるため、ここに書いたことが全てを網羅しているわけではない。また、それぞれの論点が相互に関連しているため、本稿の整理とは別に様々な体系化の方法がある。論点の抽出にあたって参照した主な文献は、本章末尾の一覧を参照のこと。

元（1989）年の消費税導入時や平成9（1997）年の税率引上げ時の経験が参考となる。また、大綱では、段階的に税率を引き上げる方針が示されたが、このことと景気への影響との関係はどう考えられるのか。さらに、仮に景気が下振れした場合に税率引上げを一時凍結する規定（いわゆる「景気条項」）を設けるのか否か、その場合の判断指標は何にするのかも論点となる。そしてミクロの観点からは、消費税率引上げが家計にどの程度の負担増をもたらすのかにも注目する必要がある。

○ 社会保障目的税化の是非

大綱では、消費税収のうち国分を社会保障4経費（年金、医療、介護、少子化）に充ててを法律上明確化して社会保障目的税化し、会計上も用途を明確化することで社会保障財源化する方針が示された³が、これをどう評価するかという問題がある。目的税化は、負担分の確実な還元という意味において好ましいことと捉える向きが多いようであるが、一方で財政の硬直化等の問題点も指摘されているからである。また、そもそも目的税化に意味はないとの見解も存在する。

○ 国と地方の税収配分

現在の消費税は、その税収を国と地方で配分しているところ、税率を引き上げた場合のそれぞれの取り分が論点となる。これについて、大綱では、5%の引上げ分のうち、地方交付税交付金として受け取る分を含み1.54%が地方に配分されることとされたが、地方分権などを見据えた場合、国から地方への税源移譲との関係で今後も議論となりうる。

○ 逆進性とその緩和策

一般に、消費税は高所得者よりも低所得者にとって負担が重くなること（逆進性）に関する論点である。そもそも、消費税に逆進性は存在するのか。存在するとすれば、その緩和策としてどのような手段が考えられるのか。それぞれの緩和策のメリットとデメリットは何か、といった問題である。また、逆進性緩和策に関連して、それを実施するためのインフラ整備（番号制度など）も論点となる。

○ 益税と中小事業者に対する負担緩和策

消費税の問題点として、免税事業者による税の過剰転嫁や簡易課税制度による過大な仕入税額控除などにより、納めるべき税額の一部を事業者が手元に留保している可能性（いわゆる「益税」）が指摘されている。消費税率を引き上げれば益税の規模も拡大すると考えられるため、その対処策が論点となる。その際、免税点制度や簡易課税制度が、小規模事業者の事務負担を軽減するなどの目的で設けられていることとの関係を考慮する必要がある。

○ 過少転嫁の問題

益税とは逆に、消費税の過少転嫁も論点となる。消費税は、取引の次段階の事業者に次々と転嫁されることが予定されているが、価格支配力が弱い中小零細業者や下請け業者は、

³ 大綱では、法律上の「目的税化」と会計上の社会保障「財源化」を区別していると考えられるが、本稿では便宜まとめて「目的税化」という。

実態として十分に転嫁できておらず、過大な負担になっていると指摘されることがある。また、医療や介護が非課税とされていることとの関係で、医療機関等が仕入税額控除を行わず、いわゆる「損税」が生じているとの指摘もある。

○ インボイス導入の是非

益税や過少転嫁の問題の背景として、日本の消費税は、仕入税額控除にあたってインボイス（送り状）方式ではなく帳簿方式（請求書等保存方式）を採っていることが一因として挙げられる。しかし、インボイス方式には、事業者の事務負担の増加などのデメリットも存在するため、その導入の是非が問題となる。大綱では、インボイス導入は行わないとされたものの、今後も大きな論点であることに変わりはない。

○ その他の論点

消費税増税に関する主な論点は以上のとおりであるが、これ以外にも、総額表示方式をめぐる問題、非課税取引の範囲をどうするかという問題などが指摘できる。他の消費課税との二重課税（タックス・オン・タックス）や、輸出免税に対する批判も一部で見られる。

<論点整理のための参考文献>

○ 書籍・論文等

- ・ 河野拓郎・竹田孝洋「Q&A 形式でスラスラわかる 社会保障と税の一体改革」『週刊ダイヤモンド』100巻5号, 2012.2.4, pp.94-103.
- ・ 山田徹也「どうなる？ 消費税 4つの論点」『週刊東洋経済』6362号, 2011.11.26, pp.102-109.
- ・ 衆議院調査局総務調査室「「消費課税」について—地方消費税に関連して—」『総務調査室レポート』平成22年第1号, pp.12-25.
- ・ 西沢和彦「消費税の諸課題と改革の選択肢」『Business & Economic Review』21巻9号, 2011.9, pp.49-73.
- ・ 宮島洋「消費税改革の諸課題」『税経通信』64巻15号, 2009.12, pp.17-22.
- ・ 小池拓自「消費税を巡る議論」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No.609, 2008.2.28. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000582_po_0609.pdf?contentNo=1>
- ・ 森信茂樹『抜本的税制改革と消費税—経済成長を支える税制へ—』大蔵財務協会, 2007, pp.165-197.
- ・ 篠原哲「消費税率の引き上げに関する論点」『Weekly エコノミスト・レター』2007.9.28. <http://www.nli-research.co.jp/report/econo_letter/2007/we070928.pdf>
- ・ 「格差社会と財政の役割」研究会「消費税引上げ問題の論点—税制度改革の将来展望—」『月刊自治研』567号, 2006.12, pp.39-44.
- ・ 片山信子「消費税の論点」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No.231, 1993.11.11.

○ 新聞記事

- ・ 小竹洋之「時事解析 消費税の論点」①～⑤『日本経済新聞』2012.1.16～1.20.
- ・ 「消費税増税実現 争点残す」『日本経済新聞』2011.12.31.
- ・ 「消費税増税をめぐる課題」『毎日新聞』2011.12.30.
- ・ 「消費税増税なぜ今」『朝日新聞』2011.12.6; 「「消費税」の課題」『毎日新聞』2011.12.6.
- ・ 「消費税増税「納得感」カギ」『日本経済新聞』2011.1.10.

Ⅱ 消費増税をめぐる議論の背景

本章では、そもそもなぜ増税が必要とされるのか、そして、それを必要とした場合、なぜ対象税目として消費税が有力視されているのかという観点から、消費税増税をめぐる議論の背景について整理する。

1 増税が議論される背景

昨今の消費税増税議論の背景には、主に日本の財政状況や社会保障の維持・拡充といった事情がある⁴。

○ 財政状況

まずひとつは、我が国の財政状況である⁵。フローで見ると、バブル崩壊後の 1990 年代以降、一般会計の税収と歳出の差が大きく乖離する状況が続いており（グラフの外見から、しばしば「ワニの口」に喩えられる）、それに伴って毎年の公債発行額も多額に上っている。特に、平成 21（2009）年度以降は 3 年連続で公債金収入が税収を上回っている。

ストックで見ると、国の普通国債残高は約 667 兆円（平成 23 年度末）まで積み上がっており、これに地方債や借入金等も加えた「国及び地方の長期債務残高」⁶は 894 兆円程度（同）に達すると見込まれている。OECD の統計で国際比較すれば、一般政府のグロスの債務残高は、日本において GDP の 200%を超えており、他の主要国が概ね 100%程度であるのと比べて、極めて高い値となっている。

ここまでは客観的事実であるが、この先は論者によって評価が分かれる。一方で、日本の財政状況は深刻であると評価し、財政再建のために増税が必要であるとする見方がある。他方、日本の財政状況はそれほど深刻でないと評価する論者、あるいは、厳しい財政状況自体は否定しないものの、財政再建には増税以外の選択肢があるとする論者もいる⁷。

○ 社会保障の維持・拡充

増税議論のもうひとつの背景は、社会保障の維持・拡充である。日本では、高齢化の進展等に伴い、社会保障給付費が一貫して大きく伸びている（平成 20 年度で 94.1 兆円）⁸。一方、社会保険料収入は近年横ばいで推移しており、その差額（同 36.7 兆円）は主に一般財源で賄われている⁹。翻って、上述の公債発行累増の要因を見れば、歳出側では、2000

⁴ 吉川洋「(経済教室) 真の「一体改革」実現に向けて(上) 制度持続へ国民理解カギ」『日本経済新聞』2011.7.5; 「いちからわかる 増税と社会保障改革」『朝日新聞』2011.1.15; 「基礎からわかる 社会保障と税の一体改革」『読売新聞』2011.1.20.

⁵ 以下の記述は、財務省『日本の財政関係資料』2011.9. <http://www.mof.go.jp/budget/fiscal_condition/related_data/sy014_23.pdf> に基づく。

⁶ 利払・償還財源が主として税によりまかなわれる長期債務を、国と地方で集計したもの。

⁷ 本稿は消費税増税をめぐる論点について整理するため、以下では、複数ある歳入増の手段のうち、増税を選ぶと仮定して話を進める。増税以外の選択肢を主張する見解、あるいは、そもそも日本の財政状況はそれほど深刻でないとする見解については、章末の〈補論〉を参照。

⁸ 社会保障給付費は今後も増加を続け、平成 37（2025）年度には 141 兆円に達すると推計されている（厚生労働省「社会保障の給付と負担の見通し」（平成 18 年 5 月）p.8. <<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2006/05/dl/h0526-3a.pdf>>）。

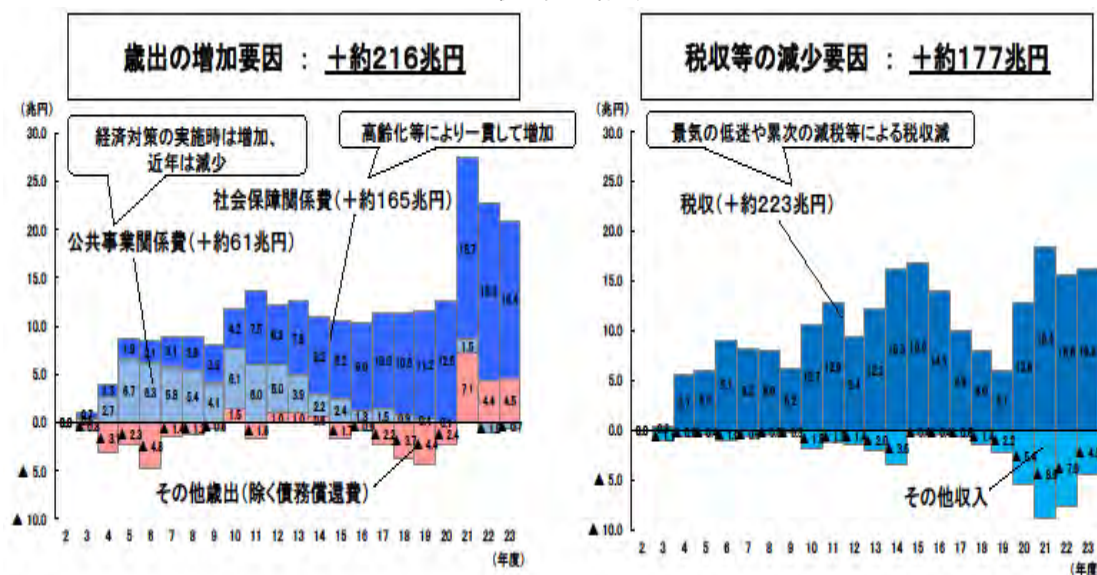
⁹ 財務省 前掲注(5), p.35.

年前後を境に社会保障関係費の増加による部分が大きな比率を占めるようになってきている(図) 10。

このような状況の中、世代会計¹¹の手法を用いると、平成 15 (2003) 年度時点で 60 歳以上の世代は生涯でみて約 4,900 万円の受益超となるのに対し、同時点で 20 歳未満あるいは未だ生まれていない将来世代は約 4,600 万円の負担超となる¹²と試算されている¹³。

以上のような現状については、現在の世代が給付に見合った負担をしておらず、将来世代に負担を先送りしていると捉える向きが多い¹⁴。この立場からは、社会保障制度を持続可能なものとするために増税が必要ということになる。加えて、今後、子ども・子育て支援の強化、雇用や貧困・格差の問題への対応、医療・介護の安心確保など、現状維持に留まらず社会保障の機能強化を行うとすれば¹⁵、そのための財源も必要となる。

図 公債残高の増加要因



(出典) 財務省ホームページ > 予算・決算 > 日本の財政を考える > 3-(3) 公債残高の増加要因 <[http://www.zaisei.mof.go.jp/pdf/3-3_国債残高の増加要因分析\(2次補正後\).pdf](http://www.zaisei.mof.go.jp/pdf/3-3_国債残高の増加要因分析(2次補正後).pdf)>

¹⁰ 同上, p.16. なお、公債発行残高の増加の要因は歳入側にもあり、景気低迷やその対策としての累次の減税措置による税収減の影響も大きい。

¹¹ 生年別に分けた各世代について、生涯にわたる社会保障給付や行政サービス等の政府部門からの受益総額と、税・社会保障負担等の政府部門に対する負担総額の関係を見るもの。

¹² 平成 15 (2003) 年度時点での制度が維持されると仮定した上で、医療費が経済成長率と同程度で増加する場合の試算。

¹³ 内閣府『平成 17 年度 年次経済財政報告—改革なくして成長なしV—』2005.7, pp.226-228. <<http://www5.cao.go.jp/j/wp/wp-je05/pdf/05-00303.pdf>> なお、年金、医療、介護の3分野に関する世代別の受益と負担の関係について、鈴木亘ほか「社会保障を通じた世代別の受益と負担」『ESRI Discussion Paper Series』No.281, 2012.1. <http://www.esri.go.jp/jp/archive/e_dis/e_dis290/e_dis281.html> を参照。

¹⁴ 「(特集ワイド) 税と社会保障どうして一体改革? 子孫へのツケ世界最悪」『毎日新聞』2011.2.2, 夕。これに対して、公債は負担であると同時に資産として将来世代に引き継がれることから、マクロ経済の視点で見れば、公債は将来世代に負担を転嫁しないとする見解もある(小池拓自「財政再建のアプローチを巡って—歳出削減・歳入拡大・経済成長—」『レファレンス』722号, 2011.3, pp.36-37に、この点に関する議論が整理されている。)

¹⁵ 内閣官房「安心を支え合う日本へ 社会保障と税の明日を考える」(平成 23 年 11 月掲載・政府広報) pp.9-10. <<http://www.gov-online.go.jp/pr/media/pamph/ad/0001.html>>

2 増税の対象として消費税が有力視される理由

税収増が必要であるとして、では、なぜその対象税目が所得税や法人税ではなく消費税なのであろうか。一般には、次のような理由がよく挙げられる¹⁶（表も参照）。

○ 世代間の公平性

1で述べたように、現在の社会保障制度は将来に多額の負担を先送りしており、生涯の受益と負担の差を見た場合に大きな世代間格差が生じている。人は、相対的に所得の高い現役期に貯蓄を行い、遺産を残さなければ、退職後はその貯蓄を取り崩して消費に充てると考えられるため、所得税は勤労世代にとって負担が偏りかねない。また、公的年金所得には所得税が課されるが、控除額が大きいいため、高齢世代の負担は相対的に軽くなる。これに対して、消費税は、広く物品やサービスの消費一般に税負担能力を認めて課税されるため、同額の消費に対しては高齢世代にも同じだけ課税され、世代間を通じた負担の平準化につながる¹⁷。

また、急速な少子高齢化の進行に伴い、老年人口は増加する一方、生産年齢人口は減少するため、高齢者 1 人をより少ない人数の現役世代で支えなければならなくなる¹⁸。このような状況で、勤労世代に重い負担のかかる所得税を増税するのは難しい。

このように、消費税は、世代間の公平性の観点から増税対象として有力視されている。

○ 税収の安定性

景気動向に応じて所得が変動しても、衣食住といった日常生活を営むための消費はそれほど変わらないと考えられるため、所得に対して税負担を求める所得税や法人税よりも、広く消費一般に課税する消費税のほうが税収が安定している。また、消費税は課税ベースが大きいいため、税率 1%あたり約 2.5 兆円という多額の税収が見込まれる。こういった事情から、消費税は社会保障の安定財源として有力視されている。

○ 経済活動への影響度

所得税には、税率を累進構造にすることで、高所得者により多くの税負担を求めること

¹⁶ 「消費税 どうなる一体改革 1 働く世代の負担限界に」『日本経済新聞』2011.11.27; 「教えて！ 税と社会保障改革 Q 財源、なぜ消費税なの？ 税収安定、世代で公平」『朝日新聞』2011.2.16; 吉川洋「(経済を見る眼) やはり消費税を上げねばならない」『週刊東洋経済』6118号, 2007.12.22, p.9; 石弘光「社会保障と消費税の役割」『税研』23(2), 2007.9, pp.28-33. 以下では、消費税との対比を行う対象として専ら所得税、法人税を取り上げる。相続税等の資産課税を強化すべきであるとの見解も存在するが、それは主として再分配の観点からのものであり、財政再建や社会保障財源という観点からは、税収規模の点で基幹 3 税が対象とならざるを得ないと考えられるからである。

¹⁷ このような考え方に対しては、現在の制度では、消費増税による物価上昇分がほぼ年金支給額に上乘せされるため、高齢世代にも消費税を負担してもらうためには、物価上昇分を年金給付額に加算しないこととしなければならないという指摘がある(原田泰「消費税増税と責任ある政治の中身」『週刊東洋経済』6186号, 2009.2.7, pp.100-101)。また、ある個人の現役時代の所得税負担が減少したとしても、その者が高齢世代になった時点で消費税の負担が増加するので、生涯負担で見れば何も変わらないという指摘もある(たとえば、「インタビュー 導入から 20 年—消費税の過去・現在・未来(下) 所得税中心の税制で公平・公正な負担を実現— 八田達夫 政策研究大学院大学長に聞く」『金融財政』9906号, 2008.3.31, pp.10-15 など)。

¹⁸ 国立社会保障・人口問題研究所による最新の人口の将来推計によれば、2010年には高齢者 1 人を現役世代 2.8 人で支える「騎馬戦型」だったが、2060年には 1 人を 1.3 人で支える「肩車型」へと変わることになる(「50 年後 高齢者を支えるのは 1/1.3 肩車型に」『東京新聞』2012.2.5)。

ができる（垂直的公平に資する）一方、累進度をきつくすると、勤労意欲を阻害したり、海外逃避や脱税・租税回避への誘因になるといったデメリットがある。

法人税に関しては、世界的に税率を引き下げる潮流の中にあつて、日本だけが増税すれば、国内企業の競争力低下や産業空洞化にもつながりかねないことが懸念されている。

このような事情から、所得税や法人税を増税することは困難と考える向きが多く、経済活動に与える悪影響が最も少ない税目として消費税が有力視されている¹⁹。

もっとも、表から明らかなように、消費税には欠点もある。そのため、増税が必要だとしても、消費税率を引き上げるのではなく、所得税の累進強化や金融・資本所得への課税強化、資産課税の課税強化などを行うべきであると主張する見解、あるいは、消費税増税は否定しないが、その前に（あるいは消費増税と同時に）所得税などの直接税を見直すべきであるとする見解も見られる²⁰。

表 所得税と消費税の特徴

	累進所得税	消費税
垂直的公平	○税率の累進構造により、高い所得水準を有する人ほど多くの税負担を求められることができる。	×消費水準に応じて比例的に税負担を求められることができるが、所得水準に対する税負担の逆進性が生じかねない。
水平的公平	×所得の種類等によって課税ベースの把握に差が生ずるおそれがあり、同じ所得水準であっても税負担に差異が生じかねない。	○所得の種類等にかかわらず、同等の消費水準の人には同等の負担を求められることができる。
世代間公平	×税負担が勤労世代に偏りかねない。	○勤労世代だけでなく、広く社会の構成員が税負担を分かち合うことができる。
中立性 （活力）	×累進構造によっては（累進度がきつい場合には）、勤労意欲や事業意欲を損ないかねない。	○生産活動に伴う所得に対して課税するものではないことや、所得水準に対する累進性が弱い（ない）ことから、勤労意欲や事業意欲に対して中立的である。
簡索性	×税率の累進構造や各種控除をはじめとして、種々の例外的な規定があり、複雑である。	○例外的な規定も少なく、比較的簡素である。
税収動向	○景気動向に伴って税収が変動するため、景気の自動安定化機能を果たすと期待される。 ×景気動向に伴って税収が変動するため、安定的な公的サービスの提供が困難となりかねない。	×景気動向に伴う税収の変動が比較的小さいため、景気の自動安定化機能も比較的小さいと考えられる。 ○景気動向に伴う税収の変動が比較的小さいため、比較的安定的な公的サービスの提供が期待できる。

（注）表中の「○」「×」は、飯塚尚己「消費税をいかに見直すべきか」『税とは何か』（別冊『環』⑦）藤原書店、2003、p.93の図表2に従って、一般にメリットと見なされている特徴を「○」、デメリットと見なされている特徴を「×」で表示した。

（出典）諏訪園健司『図説 日本の税制（平成23年度版）』財経詳報社、2011、p.21をもとに筆者作成。「（参考）資産課税の長所・短所」は割愛した。

¹⁹ Jens Arnold, “Do Tax Structures Affect Aggregate Economic Growth?: Empirical Evidence from a Panel of OECD Countries,” *Economics Department Working Papers*, No.643, 2008.10.14によれば、経済への悪影響が大きい順に、法人所得税、個人所得税、消費課税、資産課税であるとされている。

²⁰ たとえば、内山昭「景気政策、増税、財政再建のトリプル・チャレンジ—非消費税により10兆円増税プラン—」『税経通信』65(13), 2010.11, pp.25-34; 池上岳彦「財政再建の処方箋 景気回復時に自然増収する税制の構築が必要だ」『エコノミスト』88(43), 2010.7.27, pp.78-79; 諸富徹「(経済教室) 税制再考どう変えるか(2) 直接税改革で公平性追求」『日本経済新聞』2009.12.2; 「インタビュー 導入から20年、消費税の課題と展望 (下) 「増税か歳出削減」の二者択一は問題—金子勝慶応大学教授に聞く」『金融財政 business』9992号, 2009.4.16, pp.20-23; 「インタビュー 導入から20年—消費税の過去・現在・未来 (下) 所得税中心の税制で公平・公正な負担を実現—八田達夫政策研究大学院大学長に聞く」前掲注(17).

＜補論＞ 増税慎重論

増税慎重論としては、そもそも現在の日本の財政状況はそれほど深刻ではないという見方がある。一国の財政事情は、粗債務（グロス）ではなく、そこから資産を差し引いた純債務（ネット）で評価すべきとの立場から、日本は多額の公的債務を負っている一方、資産も多く保有しているため、バランスシートで見れば日本は財政危機ではないという主張である。また、日本の家計金融資産は 1,400 兆円以上もあり、公的債務残高は未だこの範囲内に収まっていること、そして、実際に日本国債の 90%以上が国内で保有されていることから、公債を日本国内で消化する余力はまだ残っていると見る見解もある²¹。

次に、日本の財政状況が深刻であることは認めた上で、増税以外の財政再建策を主張する見解がある。第一に、無駄な歳出の削減である。特に、公務員給与や公共事業費の削減が唱えられることが多い。第二に、いわゆる「埋蔵金」の活用である。具体的には、外国為替基金特会や財政投融资特会の積立金や準備金、国債整理基金特会の剰余金、郵政や JT 等の政府保有株などが「埋蔵金」の例としてしばしば指摘される。第三に、経済成長による財政再建を唱える見解がある。景気回復に伴う税収の自然増に期待する考え方や、公的債務残高の対 GDP 比率の悪化を食い止めるために、分子の債務残高を減らすのではなく、分母の名目 GDP を膨らませようという考え方がこれに当たる。そして名目ベースの経済成長を達成するためには、歳出削減よりもむしろ財政出動による景気振興策²²を採るべきである、あるいは、金融緩和策²³によるデフレ脱却が最優先であるなどとされる。

以上に概略を示したような増税慎重論に立つ論者の主な文献を、以下に示す。なお、増税慎重論といっても、消費税以外の他の税目について増税の余地を認めるもの、無駄削減や景気回復などの条件さえ整えば増税を容認するものなどがあり、必ずしも消費税増税に反対というわけでない点には、留意が必要である。

- ・ 竹中平蔵「消費税増税なんて必要ありません」『WILL』87号, 2012.3, pp.228-235.
- ・ 菊池英博「「財政危機」はそもそも虚構だ」『Voice』408号, 2011.12, pp.135-139.
- ・ 藤田勉「日本国債が暴落する」は狼少年 財政破綻懸念論の"三つの落とし穴"『週刊ダイヤモンド』99(40), 2011.10.8, pp.92-95.
- ・ 青柳武彦「3.11 からの日本 復興財源に通貨発行益を 政府紙幣は「禁じ手」ではない」『エコノミスト』89(34), 2011.7.26, pp.75-77.
- ・ 高橋洋一「「財政制約」「禁じ手」のまやかしに騙されるな」『金融財政事情』62(17), 2011.5.2・9, pp.44-48.
- ・ 醍醐聡「消費税転嫁の虚構性と特別会計剰余金活用の可能性」『税経通信』66(2), 2011.2, pp.17-25.
- ・ 高橋洋一『財務省が隠す 650 兆円の国民資産』講談社, 2011.
- ・ 岩田規久男「税制改革 増税の前に名目 4%成長への手を打て」『Voice』394号, 2010.10, pp.64-67.
- ・ 醍醐聡「特別会計の歳入歳出決算情報の活用可能性—いわゆる「埋蔵金」論争の的確な決着のために—」『会計』176(4), 2009.10, pp.463-478.
- ・ 北沢栄「新政権の財源確保は 50 兆円の「埋蔵金基金」でできる」『エコノミスト』87(56), 2009.10.20, pp.36-37.
- ・ 宍戸駿太郎「経済政策 モデル分析で政策提言 戦後最大規模の財政出動が日本を成長路線に復帰させる」『エコノミスト』87(17), 2009.3.31, pp.44-46.
- ・ 菊池英博『消費税は 0%にできる—負担を減らして社会保障を充実させる経済学—』ダイヤモンド社, 2009.

²¹ 日銀の「資金循環統計」によると、2010 年度末現在の家計金融資産残高は約 1,481 兆円（住宅ローン等の負債を差し引いた差額は約 1,115 兆円）であり、国債等（財政投融资債、政府関係機関債、国庫短期証券を含む）の発行残高のうち、海外の保有割合は約 6.8%である。

²² そのための財源は無利子非課税国債の発行で賄うべきという主張もある。

²³ これには、国債の日銀直接引受け、政府紙幣の発行（通貨発行益の活用）などの主張が見られる。

おわりに

消費税をめぐる議論の難しさは、その歴史からも容易に看取できる。大平内閣による「一般消費税」導入の閣議決定（昭和 54 年）に始まり、中曽根内閣下での「売上税」法案の廃案（昭和 62 年）を経て、竹下内閣においてようやく消費税は導入された（平成元年）。その後、平成 9 年に税率を 5%に引き上げて以来、さらなる増税の必要性が議論されつつも、これまで 15 年近くの間、税率は据え置かれている。そして今、税率 10%への引上げを盛り込んだ消費税関連法案の国会提出を前に、与党内部でも議論が続いている状況が報じられている。

主な論点として挙げられるのは本稿 I で抽出したとおりであるが、その数が多い上、いずれも難問で、確たる回答やあるべき方針を示すことが難しいものがほとんどである。たとえば、増税が景気に与える影響などは、景気変動が税制以外の要因による部分も大きい。ため、識者の間でも見解が分かれる。消費税が持つとされる逆進性についても同様で、既存の研究でもその有無に関しては両論がある。中小事業者の負担に対する配慮と消費税の公平性との兼ね合いも、どこでバランスさせるかは難しい。

このような状況の中、現時点で消費税をめぐる論点をまとめておくのは有用であろうと思われる。したがって、今後『調査と情報—ISSUE BRIEF—』を順次刊行し、本稿で概要を述べた各論点について、問題の所在をもう少し詳しく述べるとともに、それに対する様々な立場の見解を紹介するなどして議論の整理を試みることにしたい。